

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 7 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 3 号

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。